

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>川越市大字笠幡字本郷四五九一 番一地从り同市大字笠幡字上 野前三七二二番六地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>九・六〇〃 一四・六〇</p>	<p>八・八〇〃 一三・二〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五七・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業によ る。</p>		<p>備 考</p>